

社会福祉法人かつみ会
ケアハウスエンゼルの丘
重要事項説明書（令和7年5月1日）

当施設は、ご利用者の皆様に対して施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上
ご注意頂きたいことを次のとおり説明します。

1、ご利用施設

(1)名称

ケアハウスエンゼルの丘

(2)目的

重要事項説明書は、当施設の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円
滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図
ることを目的とします。

(3)所在地

〒369-0215 埼玉県深谷市今泉625番地

(4)電話番号・FAX番号

電話 048-546-1200

FAX 048-546-1201

(5)施設長

センター長 横田 貴紀

(6)運営方針

当施設の管理運営については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高
齢者の特性に配慮した住み良い住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本とし
て、入居者が明るく、心豊かに生活出来るよう、配慮していくものとします。

(7)事業開始年月日

平成12年10月15日

(8)開設年月日

平成12年10月15日

(9)入居定員

52名

2、施設経営法人

(1)法人名

社会福祉法人かつみ会

(2)法人所在地

〒369-0217

埼玉県深谷市山河557番地1

(3)電話番号・FAX番号

電話 048-585-0462

FAX 048-585-5251

(4)代表者氏名

理事長 伊藤 重来

(5)法人設立年月日
昭和56年4月1日

3、利用施設の概要

(1)建物の構造

鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根5階建

(2)建物の延床面積

3551.89㎡

(3)法人の事業

事業の種類

1、ケアハウス	1ヶ所
2、居宅介護支援事業所	3ヶ所
3、通所介護事業所	1ヶ所
4、訪問介護事業所	2ヶ所
5、特定施設入居者生活介護	1ヶ所
6、短期入所者生活介護	3ヶ所
7、保育園	5ヶ所
8、学童クラブ	6ヶ所
9、特別養護老人ホーム	1ヶ所
10、認知症対応型 通所介護事業所	1ヶ所

4、利用対象者

- ① 年齢は原則として60歳以上であること、但し、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であればこの限りではありません。
- ② 自炊が出来ない程度の身体機能の低下等が認められ、また高齢等のため独立して生活するには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な方が対象となります。
- ③ 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わなく、共同生活に適応できる方が対象となります。
- ④ 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる方が対象となります。
- ⑤ 生活費に充てることのできる資産・所得・仕送り等があり、所定の利用料が負担できる方が対象となります。

5、居室の概要

当施設では、(以下の居室)設備をご用意しております。

居室・設備の種類	室数	備 考
一人部屋	42室	
二人部屋	5室	
食 堂	1室	1階に設置
浴 室	3室	一般浴(男女別に5階に設置) 機械浴(デイと共用)
機能回復訓練室	1室	1階に設置(デイと共用)

6、職員の配置状況

当施設では利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職員を配置しております。

職種	職員数	指定基準
① 施設長(センター長)	1名(兼務)	1名
② 介護職員	1名	1名以上
③ 生活相談員	1名(兼務)	1名
④ 管理栄養士	1名(兼務)	1名以上

7、サービスの概要

① 食事

当施設では、管理栄養士又は栄養士が管理した献立により、栄養並びに入居者の身体状況および施行を考慮した食事を提供いたします。

(食事時間)	朝食	8時
	昼食	12時
	夕食	17時30分

食事場所は、食堂にて食事をとって頂くことを原則としております。但し、入居者が自分で運搬を行うか自分の管理のもとに運搬をし、かつ原則として前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合は、居室で食事をとることはさしつかえありません。

外出・外泊等により食事が不要な場合には、3日前に欠食届を提出して下さい。月末の利用料請求時に請求額より欠食分の料金を差引きます。

② 入浴

入浴は、原則以下の時間帯で利用することができます。但し、浴室の清掃日(毎週火曜日)は、シャワー利用のみとなります。

(入浴時間)	15時～16時30分
--------	------------

③ 相談及び援助

ご入居者様及びご家族様から、ご入居者様の生活についてのあらゆるご相談に誠実に対応し、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

④ 社会生活上の便宜

ご入居者様からの要望を考慮の上、野外活動・季節行事のイベント・地域交流・買い物・レク活動等を実施し、教養娯楽・域外活動を支援いたします。また必要希望に応じて行政機関等の手続きを代行いたします。

8、利用料

入居者は、利用料として別表に定める月額料金を、1ヶ月毎に計算しご請求いたしますので、翌月28日までに指定の方法によりお支払いしていただきます。

(別途、入居者諸費用をご参照ください)

9、当施設をご利用にあたって留意頂く事項

① 専用居室

居室の清掃・日常的な維持管理は、入居者が行います。居室のごみ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬していただくことが原則です。

居室において、喫煙・練炭・火鉢・石油ストーブなど火気類の使用を安全面から禁止とします。

居室にカーテンを持ち込む場合においては、防火面から防災カーテンとさせていただきます。

② 居室造作・原状回復について

原則居室の造作・模様替えは出来ませんが、施設長の許可を得て行った居室の模様替えなどについては、退去時に自己の費用により原状回復していただきます。

入居者は自らの不始末で、スプリンクラー作動により自分の居室並びに他居室及び館内を破損した場合は、直ちに自己の費用により原状回復をしていただきます。

③ 外泊について

入居者は、外泊する時は事前に宿泊先及び帰着予定日、時間等を届出が必要です。

④ 面会・宿泊について

i 面会時間は原則9時から19時30分といたします。

ii 入居者以外の外来者が宿泊される場合は、事前の届け出が必要です。

⑤ 喫煙

施設内では、喫煙スペース以外での喫煙は出来ません。(全ての居室を禁煙といたします。)

⑥ 迷惑行為について

i 他の入居者への迷惑行為や施設の秩序を及び風紀を乱す等、共同生活に甚しく支障をきたす行為。

ii バルコニーは他の入居者のプライバシーに十分に注意をして利用して下さい。

iii テレビ・ラジオ等の音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落として利用して下さい。

iv 専用居室において動物の飼育をすることは出来ません。

v 指定した場所以外で火気を用いることは出来ません。

vi 原則として政治的活動及び宗教活動は行えません。但し理事長の許可を受けた場合は別です。また入居者個人の政治活動・信仰の自由を妨げるものではありません。

vii 届け出のない外泊と届出のない長時間の外出。(外泊する時は事前に宿泊先と帰着予定日等を施設長に届出書を提出していただきます。外出は、外出ノートに記入してから出かけて頂きます。)

10、契約の終了

- ① 以下の場合には当施設の利用契約は自動的に終了します。
 - i 入居者が死亡したとき
 - ii やむをえない事由により当施設を閉鎖したとき
 - iii 当施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になったとき
- ② 以下に該当したとき、契約を解除させて頂く場合があります。
 - i 入居の条件に関して虚偽の届け出を行って入居したとき
 - ii 利用料その他の支払いを3カ月以上にわたって遅延したとき
 - iii 事務費の減額の申請に当たって虚偽の届け出を行ったとき
 - iv 施設長の承諾を得ないで、施設の建物・付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、現状回復をしないとき
 - v 個別の日常生活上の援助(調理を除く)又は介護を必要とする状態であるにもかかわらず、介護保険サービスを受けることができないとき
 - vi 金銭の管理、各種サービスの利用等について、自分で判断できなくなったとき
 - vii 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけるとき
 - viii 外泊時の帰着予定日(無断で外泊したときはその日)から30日を超えて帰着せず、かつ、帰着の日を連絡しないとき
 - ix 入院期間が3カ月以上の長期間に及ぶとき
 - x 入居者から契約解除の申し出、届出があったとき
 - xi その他契約書及び重要事項説明書に違反したとき

③ 解除の通知と届出

契約を解除させて頂く場合は、解除日の3ヶ月前までに入居者に通知いたします。入居者から契約解除する場合は、解除日の1ヶ月前までに届出が必要です。

11、身元保証人

- i 入居者は入居に際し1名の身元保証人を定めて下さい。
- ii 身元保証人は入居者に契約不備があった場合には、この契約から生じる一切の責務について、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、必要な場合には入居者の身柄を引き取る責任を負うものとします。
- iii 身元保証人に関する事項について変更のあった場合には、その旨を直ちに通知して下さい。

12、非常災害対策

消火設備・非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画をたて、入居者も参加した訓練を年2回行います。

13、緊急時の対応

入居者の身体の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでも速やかに主治医や協力医療機関の連絡等必要な措置を講じます。

14、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族・関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、市町村に報告します。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

15、苦情の受付

①当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けております。

○苦情受付窓口 ケアハウスエンゼルの丘

受付時間 8:30～17:30

苦情受付担当 生活相談員 鈴木 友子

苦情解決責任者 センター長 横田 貴紀

電話 048-546-1200

FAX 048-546-1201

②苦情処理の体制および手順

1 受付担当者は、利用者、家族等からの苦情を随時受け付ける。苦情受付後、内容の整理申出人の意向（苦情解決の方法）の確認を行う。

2苦情受付担当者は、苦情を苦情解決責任者へ報告を行う。

3苦情解決責任者は、事実内容確認、原因追及、対応、是正内容の検討を実施する。検討後、申出人との話し合いにより解決を図る。（必要に応じて法人代表者へ報告を行う）

4苦情受付担当者は、苦情受付から、解決、改善迄の経過について書面に記録し再発予防を図るとともに、必要に応じて各関係機関及び第三者委員、国保連合等への報告を行う。

③その他当施設以外に、以下の市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

i、 行政機関その他苦情受付機関

大里広域市町村圏組合 介護保険課 電話 048-501-1330

深谷市役所 長寿福祉課 電話 048-574-8544

熊谷市役所 長寿いきがい課 電話 048-524-1402

本庄市役所 介護保険課 電話 0495-25-1719

寄居町役場 福祉課 電話 048-581-2121

ii、 第三者委員 小林 喜一郎 048-585-2527

島山 敏之 048-572-1100

高田 元治 048-585-4544

iii、 埼玉県国民健康保険団体連合会

介護福祉課 苦情対応係 電話 048-824-2568（苦情相談専用）

16、サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

17、サービス提供事業者における事業者の義務

当施設は、入居者の方に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- i、入居者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- ii、入居者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護師と連携のうえ、入居者の方から聴取・確認をいたします。
行事や趣味活動・集団リハビリへの参加により健康の保持や疾病の予防に配慮していきます。
- iii、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、入居者に対して定期的な避難・救出・その他必要な訓練を行います。
- iv、入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- v、入居者に提供した介護サービスについて記録を作成し2年間保存するとともに、入居者の方の請求に応じて閲覧・複写物の交付を行います。
- vi、事業者および職員はサービスを提供するにあたって知り得た入居者または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩いたしません。また退職後においてもこれらの情報を保守するべき旨を職員との雇用契約の内容としています。
但し、入居者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供いたします。
また、入居者に円滑な退所のための援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、入居者の同意を得ます。
- viii、入居者の尊厳・プライバシー保護に努め、職員教育を行います。

18、損害賠償について

当施設において、事業者の責任により入居者の方に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様いたします。

但し、その損害の発生について入居者に故意または過失が認められる場合には入居者のおかれた心身の状況を斟酌して認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

19、虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者(職・氏名を記載する) センター長 横田 貴紀

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修及び新人職員研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

20、 身体的拘束等について

当施設は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し5年間保存します。また事業所として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

(2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

21、 衛生管理等

(1) 施設の食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

②施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修、新人職員研修及び訓練定期的に実施します。

22、 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修、新人職員研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

23、 その他、運営についての留意点

i. 理事長が必要と認める場合に入居者懇談会を開催いたします。

ii 運営に必要な事項は、社会福祉法人かつみ会理事長と事業所の管理者との協議により定めるものとします。

附 則

(施行期日)

- この重要事項説明書は平成31年 1月 1日から施行する。
- この重要事項説明書は令和 1年 12月 1日から施行する。
- この重要事項説明書は令和 4年 3月 1日から施行する。
- この重要事項説明書は令和 5年 4月 1日から施行する。
- この重要事項説明書は令和 5年 9月 15日から施行する。
- この重要事項説明書は令和 5年 10月 23日から施行する。
- この重要事項説明書は令和 6年 2月 1日から施行する。
- この重要事項説明書は令和 6年 7月 1日から施行する。
- この重要事項説明書は令和 7年 1月 1日から施行する。
- この重要事項説明書は令和 7年 5月 1日から施行する。

社会福祉法人かつみ会
ケアハウスエンゼルの丘
入居諸費用について（令和7年4月1日～）

1. 入居金

管理費として、当法人でお預かりするもので、契約締結後2週間以内に指定口座にお振込み頂きます。(家賃相当分の費用です。)

お支払方法

支払方法	金額	月払い額
一括払い	3,762,000円	なし
一括・ 分割併用払い	200万円	7,340円
	150万円	9,422円
	80万円	12,338円
	0円	15,670円

退去時の返還について

入居金から入居期間(月計算)分を差引いた額をお返し致します。

{ 20年間(240ヶ月)均等計算 }

2. 月額費用（入居後、毎月お支払頂く利用料金）

- ① 事務費：施設運営に必要な最低限度の職員費用(法定金額)です。
(国の基準による階層区分により、本人からの事務費徴収額が別紙の表のように定められています。)
前年の収入によって階層区分が決定されます。
- ② 生活費：施設が提供する食事代費用等(法定金額)です。
(冬季11月から3月 暖房費1,960円が加算されます。)
- ③ 光熱水費：自室でのご利用分をお支払頂きます。2人部屋については按分しお支払頂きます。
(各部屋別に検針し、毎月請求致します。)
- ④ その他：小遣い・日用品費・新聞代・等の個人的な費用は個人でお支払頂きます。
：介護保険の認定を受けて、介護保険のサービスである、通所介護・訪問介護・短期入所などを利用することは可能です。利用された場合の規定の料金はお支払頂きます。
- ⑤ 支払方法：金融機関口座引き落とし(月末締め翌月の28日に一括払い)
*金融機関はどこでもかまいません。

3. 居室について

【基本設備】

- △ 洗面所・トイレ・ミニキッチン
- △ 冷暖房器具(エアコン完備)
- △ 一般電話回線端子・テレビアンテナ端子
- △ ナースコール

【ベッド】

- △ 個人で用意して頂きます。

【家具類】

- △ 家具及び電化製品につきましては、若干ですがお持ち込みが可能です。
冷蔵庫・テレビ等も同様にお持ち込みが可能です。
* 電化製品につきましては、特に電気ストーブ類・電気こたつ類のご使用はお断りを
させて頂いております。(防災上の理由により。)

【電話】

- △ 電話回線端子は、各部屋にございます。回線契約・電話機は自己負担となります。
(現在お使いになられております電話の権利があれば移転手続きのみで設置可能です。
ただし、ほとんどの場合電話番号は変更となります。)

入居金0万円の場合の例。(4月から10月)

区分	入居者の年収額	事務費	生活費	管理費	合計
1	150万円以下	10,000円	46,324円	15,670円	71,994円
2	160万円以下	13,000円	46,324円	15,670円	74,994円
3	170万円以下	16,000円	46,324円	15,670円	77,994円
4	180万円以下	19,000円	46,324円	15,670円	80,994円
5	190万円以下	22,000円	46,324円	15,670円	83,994円
6	200万円以下	25,000円	46,324円	15,670円	86,994円
7	210万円以下	30,000円	46,324円	15,670円	91,994円
8	220万円以下	35,000円	46,324円	15,670円	96,994円
9	230万円以下	40,000円	46,324円	15,670円	101,994円
10	240万円以下	45,000円	46,324円	15,670円	106,994円
11	250万円以下	50,000円	46,324円	15,670円	111,994円
12	250万1円以上	55,800円	46,324円	15,670円	117,794円

※軽費老人ホームにおける1か月の基本利用料は 埼玉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準により変更となる場合があります。変更により、料金が変わる場合は、別途通知をさせていただきます。

令和 年 月 日

以上のとおり、施設サービスの提供に当たり、重要事項説明書に基づいて、施設の概要や提供される施設サービスの内容及び重要事項を説明致しました。

別紙、入居諸費用についても説明を致しました。

事業者 社会福祉法人 かつみ会
住所 埼玉県深谷市山河557番地1
理事長 伊藤 重来
ケアハウスエンゼルの丘
住所 埼玉県深谷市今泉625番地
センター長 横田 貴紀
説明者 印

私は、重要事項説明書及び別紙入居諸費用に基づいて施設の概要や提供される施設サービスの内容及び重要事項の説明を受け、施設サービス提供の開始について同意を致します。

入居者 住所 _____

氏名 _____ 印

身元保証人 住所 _____

氏名 _____ 印

入居者は、署名が出来ないため、入居者本人の意思を確認のうえ、私が入居者に代わり、その署名を代行いたします。

署名代行者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 (_____)